

「トキめく能登の未来」米づくり認証マーク等の使用に関する要綱

制定 令和8年1月30日 ブ第766号

(趣旨)

第1条 この要綱は、石川県が「トキめく能登の未来」米づくり認証制度実施要綱（以下「認証要綱」という。）により認証した米づくりにより生産された米の販売にあたり、図形商標『「トキめく能登の未来」米づくり認証マーク』（商願2025-127763）及び文字商標「トキめく能登の未来」（商願2025-113076）の使用に関する事項を定めることとする。

(図形商標及び文字商標の種類及び使用方法)

第2条 図形商標及び文字商標（以下「マーク等」という。）の種類及び規格は別記1に、使用方法及び禁止事項を別記2に定める。

(使用対象)

第3条 マーク等は、次の号を満たすもので、かつ別記3に掲げる商品とその広告及び販促資材作成等のPR活動について第4条第3項の許諾を受けた者が使用できる。

(1) 認証要綱第5条に規定する認証を受けた米づくりにより生産された米（以下「トキ認証米」という。）を原材料とするもの

(2) 食品表示法等関係法令を遵守しているもの

2 認証制度の普及及び啓発のためマーク等を使用する場合、又は第4条第3項の許諾を受けたマーク等が貼付された商品のPR活動にマーク等を使用する場合は、許諾の手続きを要しないものとする。

(使用申請及び許諾)

第4条 マーク等の使用を希望する者は、収穫年産ごとに様式第1号「使用申請書」を県に提出しなければならない。

2 前項の申請には、商品に使用する原材料がトキ認証米であることを証する認証番号等を記載しなければならない。

3 県は、申請内容を審査し、適当と認めた場合は様式第2号「使用許諾書」を交付する。

(許諾内容の変更の報告)

第5条 マーク等の使用許諾を受けた者（以下「マーク使用者」という。）は、許諾を受けた事項に大幅な変更が生じた場合は速やかに県に報告しなければならない。

2 県が、変更内容が許諾内容に重大な影響を及ぼすと判断した場合は、改めて使用許諾申請を行うよう指示することができる。

(使用許諾の制限)

第6条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合、マーク等の使用を許諾しないことができる。

- (1) 誤認又は混同を生じるおそれがあると認めるとき
- (2) と認めるとき
- (3) その他、使用が適当でないと県が認めるとき

(使用許諾の取消し)

第7条 県は、マーク使用者が次の各号のいずれかに該当する場合、使用許諾を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 認証要綱に基づく認証が取り消された米づくりにより生産された米を使用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき

2 前項第1号に該当する違反が軽微であると認められる場合は、県はマーク使用者に対し改善指導を行うものとし、改善が見られない場合に、使用許諾を取り消すことができる。

3 使用許諾の取消しによりマーク使用者が損失を被った場合でも、県はその補償責任を負わない。

(マーク等の調達)

第8条 マーク等の調達について、マーク使用者が自ら行うものとする。

(使用料)

第9条 マーク等の使用料は無料とする。

(使用実績報告)

第10条 マーク使用者は、使用期間の終了日から1カ月以内に、様式第3号「使用実績報告書」を県に提出しなければならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第11条 マーク使用者は、許諾を受けた目的以外に使用し、またはその権利を譲渡し若しくは転貸してはならない。

(遵守事項)

第12条 マーク使用者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招かないよう努めること

- (2) 第三者による商標侵害、又はそのおそれがある事実を発見した場合は、速やかに県に通知すること
- (3) 商標に関して第三者との係争、審判、訴訟等が発生した場合は、県と協力して対応し、具体的な措置の方法及び費用負担については、協議の上決定すること
- (4) マーク等を付した商品又はPR活動に瑕疵があり、第三者に損害を与えた場合は、使用者が全責任を負い、適切に処理すること
- (5) 県からの要請があった場合は、マーク等の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること
- (6) トキ認証米の集荷、商品の製造及び販売等に関する記録を、事後に確認可能な状態で3年間保管すること

(調査等)

第13条 県は、市販品を購入しその品質等を調査することができる。また、必要があると認めるときは、職員等をしてマーク使用者の事務所及び商品の製造所を調査させることができる。

2 調査の実施にあたり、マーク使用者は特段の理由がない限り、当該調査等を拒むことはできないものとする。

3 県は、調査等の結果、マーク使用者が許諾条件を逸脱した使用がなされていることを確認したときは、是正を命じ、所要の報告をさせるものとする。

(商標権の保護)

第14条 マーク使用者は、商標権の保護に関し、県の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年1月30日から施行する。

別記1 マーク等の種類及び規格

別添

別記2 マーク等の使用方法、サイズ、禁止事項

別添

別記3 マーク等の使用対象となる商品

別添

別記1 マーク等の種類及び規格

1 商標の出願状況

- ・図形商標 出願番号：商願 2025-127763 (登録番号未定)
- ・文字商標 出願番号：商願 2025-113076 (登録番号未定)

2 商標の種類と用途

■ 図形商標

種類	マークA (ラージエー)	マークa (スマールエー)	マークB (ラージビー)	マークb (スマールビー)
商標				
用途	認証要綱第3条第1項第1号(5割以上削減区分)に定める認証された米づくりによる米	認証要綱第3条第1項第2号(3割以上削減区分)に定める認証された米づくりによる米		
色	red CMYK C:0%, M:100%, Y:100%, K:0% RGB R:230, G:0, B:18	sky blue CMYK C:100%, M:0%, Y:20%, K:0% RGB R:0, G:160, B:202		
標準サインズ	W54mm×H80 mm Mark: φ 40 mm	W34mm×H42 mm Mark: φ 25 mm	W54mm×H80 mm Mark: φ 40 mm	W34mm×H42 mm Mark: φ 25 mm
リンク	https://www.pref.ishikawa.jp/brand/toki/index.html			

■ 文字商標

トキめく能登の未来

別記2 マーク等の使用方法及び禁止事項

1 使用方法

(1) 図形商標

①想定される使用方法

包装容器などへの貼付及び商品の販促活動並びに認証制度のPR活動のために使用

②推奨使用ルール

包装容器などの表面の見やすい位置に貼付

③最小サイズおよび使用推奨例

種類	最小サイズと留意事項	使用推奨例
A及びB	概ね W40 mm×H60 mm mark:30 φ 文字の視認性を確保すること	米2kg以上の包装の表面に貼付
a及びb	概ね W27 mm×H34 mm mark:20 φ 文字の視認性を確保すること	米2kg未満の小さい商品の包装容器の表面に貼付

④印刷の質の指定

商標及び付随する文字情報が判読できる状態にするため、概ね、以下の印刷品質基準を満たすこと。

- ・解像度：300 dpi以上
- ・2次元コードは、標準読み取り精度（JIS X 0510 準拠）を確保する
- ・印刷面にモラレ（網点やパターンの干渉による縞模様）やドット抜けがないこと

(2) 文字商標

①想定される使用方法

販売促進資材（ポスター、チラシ、POP等）ほかPRのための役務

(3) マークA及びB中に表示されているキャッチコピー「トキの生息環境づくりに取り組む生産者が夢と希望を抱いて育てたお米です」

①使用方法

商品及び認証制度のPR活動のための使用において、キャッチコピーの単独での使用、又はキャッチコピーとマーク商標又は文字商標との併用を可とする。

3 禁止事項

- ・商標の一部のみを切り取って使用すること
- ・他のロゴや文字と重ねて使用すること
- ・商標の意味を誤解させる文脈での使用
- ・商標の改変（色、形状、比率の変更）

別記3 マーク等の使用対象となる商品

1 精米（玄米を含む）

条件：原材料となる玄米は2等以上、且つ单一品種